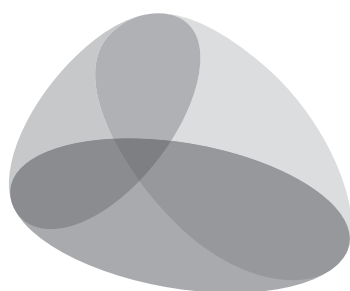


平成 29 年度

# 都道府県経営協セミナー（前期）



みんなの「生きる」を  
社会福祉法人

平成 29 年 7 月 3 日

社会福祉法人全国社会福祉協議会

全国社会福祉法人経営者協議会

## 倫理綱領

社会福祉施設の経営主体である社会福祉法人は、社会福祉法に基づく特別法人であり、利用者はもとより地域社会における福祉の充実に貢献するためには適正かつ活力ある経営に努めなければならない。

全国社会福祉法人経営者協議会は、高い公共性と倫理性を旨として国民の負託に応えるとともに、地域社会における福祉推進の主導的役割を果たすため、ここに倫理綱領を定める。

会員は、人間としての尊厳と社会連帯の思想を基本理念とし、公平・公正な法人運営に努める。

会員は、常に健全かつ活力ある経営に努めるとともに、民間社会福祉事業としての先駆性・独自性を発揮し、国民の期待に応える。

会員は、広く法人・施設の機能を挙げて、地域福祉の充実発展に寄与する。

会員は、職員の資質の向上を図るとともに勤務条件の改善に努める。

会員は、相互の親睦・交流を深めるとともに、切磋琢磨を怠らず、進んで研修・研究に努め、社会の発展に応じた広い視野をもって経営にあたる。

## 社会福祉法人行動指針

社会福祉法人は、「社会、地域における福祉の充実・発展」に寄与することを使命とし、社会福祉事業の安定的・継続的経営に努めるとともに、多様な生活課題や福祉需要に柔軟かつ主体的に取り組む公共的・公益的かつ信頼性の高い法人です。

会員法人は、社会福祉法人の使命を果たすため、次の行動指針に基づく経営を実践します。

### I. 利用者に対する基本姿勢

- 1 人権の尊重
- 2 サービスの質の向上
- 3 地域との関係の継続
- 4 生活環境・利用環境の向上

### II. 社会に対する基本姿勢

- 5 地域における公益的な取組の推進
- 6 信頼と協力を得るための情報発信

### III. 福祉人材に対する基本姿勢

- 7 トータルな人材マネジメントの推進
- 8 人材の確保に向けた取組の強化
- 9 人材の定着に向けた取組の強化
- 10 人材の育成

### IV. マネジメントに対する基本姿勢

- 11 コンプライアンス（法令等遵守）の徹底
- 12 組織統治（ガバナンス）の確立
- 13 健全な財務規律の確立
- 14 経営者としての役割

## 目 次

講義「要チェック！改正社会福祉法施行後の法人経営」…………… 1

説明「『知らない』では済まされない！指導監査ガイドライン徹底解説」…… 27

参考資料「みんなの生きるを 社会福祉法人」…………… 39



講義

## 「要チェック！改正社会福祉法施行後の法人経営」

全国社会福祉法人経営者協議会 制度・政策委員会／地域共生社会推進委員会

[illegible]

平成29年度都道府県経営協セミナー（前期）

# 要チェック！ 改正社会福祉法施行後の法人経営



みんなの「生きる」を  
社会福祉法人

全国社会福祉法人経営者協議会  
制度・政策委員会／地域共生社会推進委員会

## 主な内容



1. 社会福祉法人制度改革の背景と全体像の再確認
2. 改正社会福祉法の施行に関連する制度改正
3. 全国経営協の提案が反映された内容
4. よくある誤りから学ぶ制度改革のポイント
5. 制度改革を踏まえた法人経営のあり方
6. 地域における公益的な取組と効果的な広報戦略

## 1. 社会福祉法人制度改革の背景と全体像の再確認①

### 社会福祉法改正の内容

- 経営組織のガバナンスの強化
- 地域における公益的な取組を実施する責務
- 事業運営の透明性の向上
- 財務規律の強化

法人制度改革は終わったのではなく、  
これから成果が問われる

## 1. 社会福祉法人制度改革の背景と全体像の再確認②

あらためて今回の制度改革で何が問われたのか

個々の社会福祉事業ではなく、社会福祉法人  
(経営) そのものが問われた

- ①社会福祉法人のミッション、存在意義  
⇒ 他の主体との違いは何か
- ②公共性、非営利性、公益性  
⇒ 税制とも関係
- ③自律的な法人経営  
⇒ 社会福祉法人の主体的な取り組みの重要性

# 1. 社会福祉法人制度改革の背景と全体像の再確認③

## 与党税制改正大綱

|        |                                             |
|--------|---------------------------------------------|
| 平成28年度 | 関連制度の見直しの動きもみられており、実効的な対応となるかどうか、動向をよく注視する。 |
| 平成29年度 | 関連制度の見直しが行われており、 <u>その効果をよく注視する。</u>        |

税制改正に関して、今回の制度改革の効果が問われる

# 1. 社会福祉法人制度改革の背景と全体像の再確認④

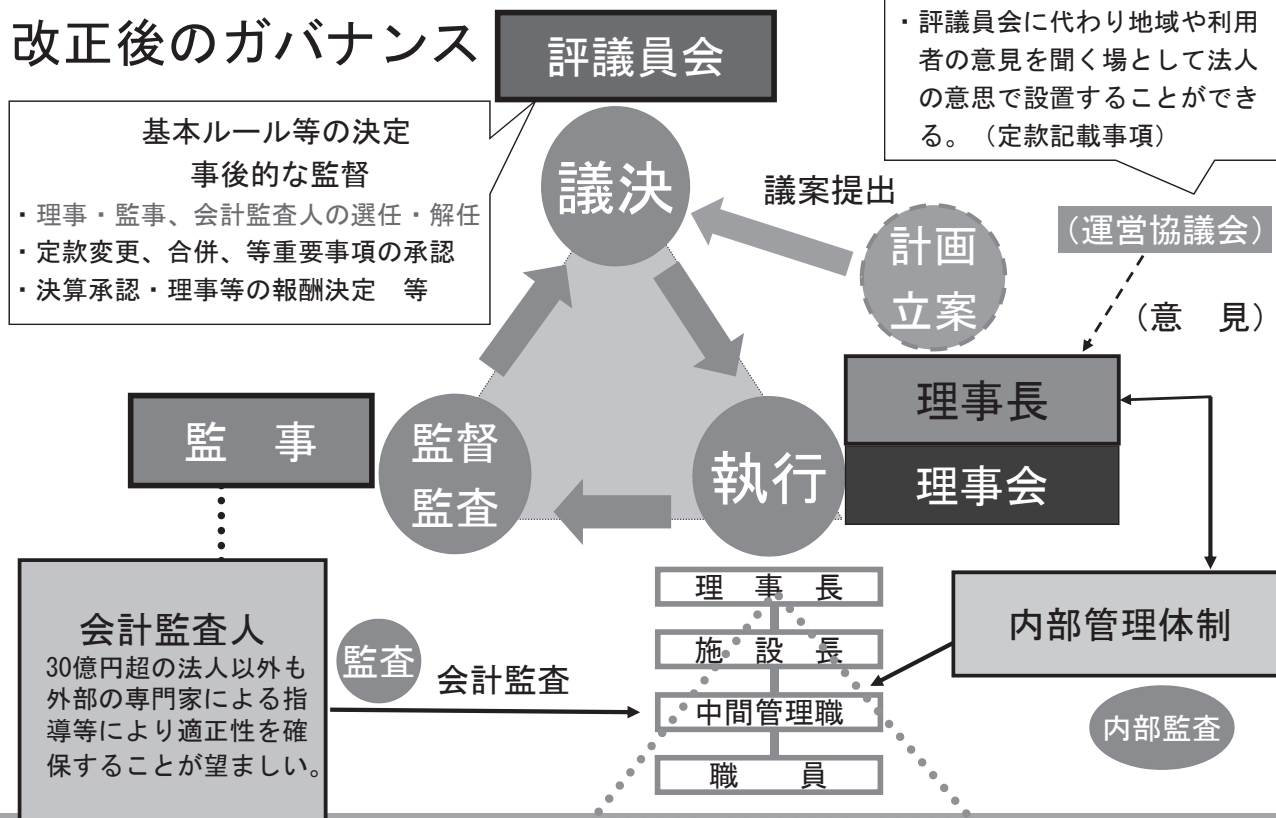
## 規制改革実施計画の「要フォロー継続」項目

- 補助金等の情報開示
- 役員報酬等の開示
- 内部留保の明確化
- 所轄庁による指導・監督の強化
- 社会貢献活動の義務化

平成29年5月のフォローアップ結果では「措置済」  
※具体的な成果は今後の実践で示していかなければならない

# 1. 社会福祉法人制度改革の背景と全体像の再確認⑤

## 改正後のガバナンス

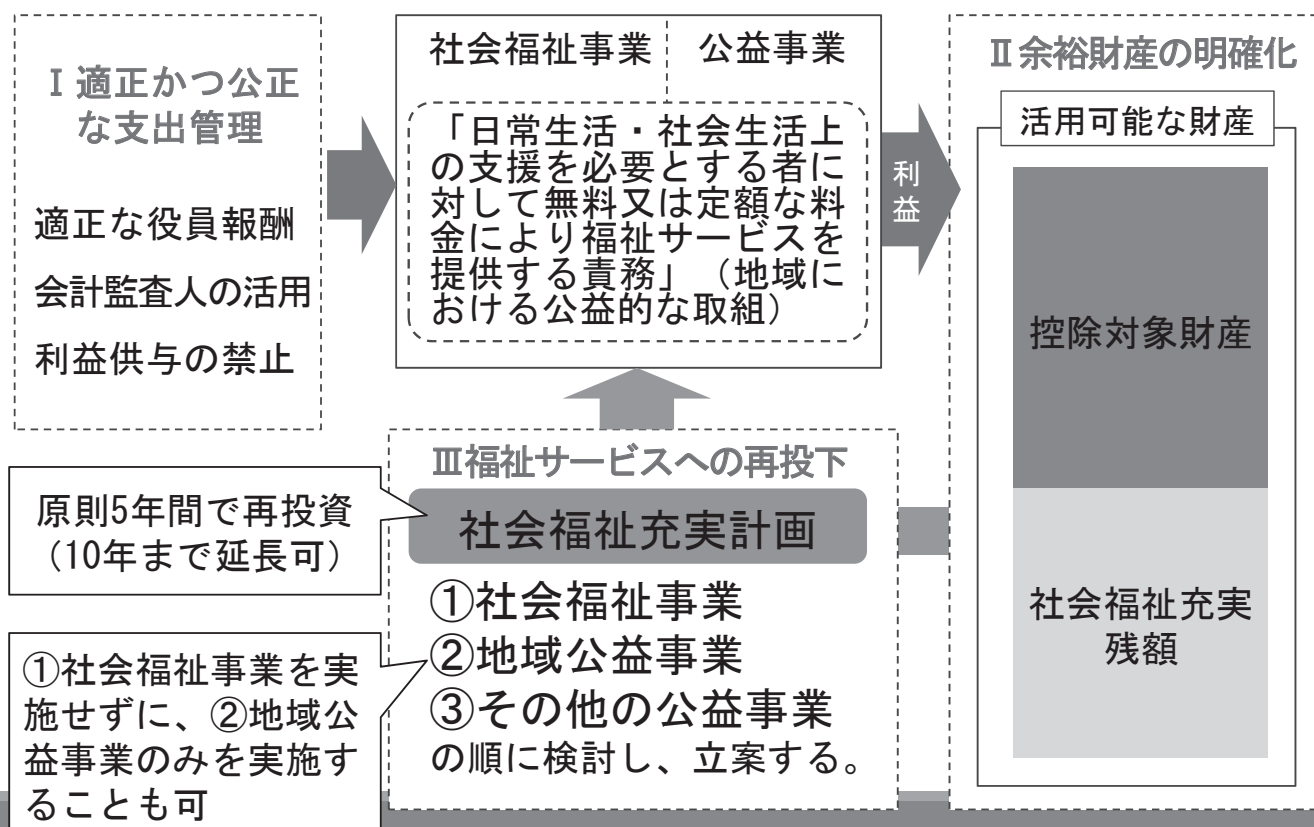


©全国社会福祉法人経営者協議会 2017

6

# 1. 社会福祉法人制度改革の背景と全体像の再確認⑥

## 社会福祉充実残額と社会福祉充実計画



©全国社会福祉法人経営者協議会 2017

7

## 1. 社会福祉法人制度改革の背景と全体像の再確認⑦

### 社会福祉充実残額と社会福祉充実計画

- 社会福祉充実残額の算定の意義は、「いわゆる内部留保」の明確化である。
- 社会福祉充実計画の策定の意義は、「社会福祉法人の利益は全て社会福祉事業や公益事業に充てられる（将来のコストである）こと」の「見せる化」である。

## 1. 社会福祉法人制度改革の背景と全体像の再確認⑧

### 社会福祉充実残額と社会福祉充実計画

- 社会福祉充実残額の算定は、定量的に算定可能な枠を設定するものであり、実際の個々の法人の事業形態や財務状況をすべて反映したものではない。
- 今後、各法人において社会福祉充実残額を算定した際に、仮に「残額あり」であったとしても、再取得以外を目的とした社会福祉充実計画として費消してよい残額とは限らないことに注意が必要であり、残額の内容を精査したうえで社会福祉充実計画の策定を図る必要がある。

## 1. 社会福祉法人制度改革の背景と全体像の再確認⑨

### 社会福祉充実残額と社会福祉充実計画

- 社会福祉充実残額の有無にかかわらず、法人の中長期的な視点での事業計画、資金計画が重要である。
    - ー 法人の中（長）期計画
    - ー 施設建物・設備等の維持・更新に係る計画とそれに即した財務計画
- 等の整備

## 2. 改正社会福祉法の施行に関連する制度改革①

今回の改正により、ガバナンスの強化を前提に以下の内容を見直し

- 契約ルールの見直し
- 措置費・保育所委託費の弾力運用
- 指導監査の見直し

これまでに以上に、社会福祉法人が主体性をもって自律的な経営が可能に

## 2. 改正社会福祉法の施行に関連する制度改正②

### 契約ルールの見直し

|                                                                      | 区分                                                                              |                 |         | 契約ルール                              |
|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------|---------|------------------------------------|
|                                                                      | 工事又は製造の<br>請負                                                                   | 食料品・物品等<br>の買入れ | 左記以外    |                                    |
|                                                                      | 250万円以下                                                                         | 160万円以下         | 100万円以下 | 随意契約可<br>(2社以上の相見積)                |
| 会計監査を<br>受けない法人                                                      | 1,000万円以下                                                                       |                 |         | 随意契約可<br>(3社以上の相見積)<br>※ 企画競争が望ましい |
|                                                                      | 1,000万円超                                                                        |                 |         | 競争入札                               |
| 会計監査を<br>受ける法人<br>※ 会計監査人設<br>置法人及び会計<br>監査人を設置せ<br>ずに会計監査を<br>受ける法人 | 法人の実態応じて、下記金額を上限に設定<br>(上限額)<br>・ 建築工事：20億円<br>・ 建築技術・サービス：2億円<br>・ 物品等：3,000万円 |                 |         | 随意契約可<br>(3社以上の相見積)<br>※企画競争が望ましい  |
|                                                                      |                                                                                 |                 |         | 競争入札                               |

©全国社会福祉法人経営者協議会 2017

12

## 2. 改正社会福祉法の施行に関連する制度改正③

### 措置費・保育所委託費の弾力運用

- ① 前期末支払資金残高を充当できる公益事業の  
範囲の拡大
- ② 公益事業に充当できる額の上限の撤廃
- ③ 事務費支出に会計監査人の費用を明示
- ④ 本部運営経費に役員報酬を明示

©全国社会福祉法人経営者協議会 2017

13

## 2. 改正社会福祉法の施行に関連する制度改正④

### 指導監査の見直し

- ①会計監査または専門家による支援を受けた場合の  
監査項目の省略・重点化
- ②一般監査の監査周期の見直し  
2 箇年に 1 回 ⇒ 3 箇年に 1 回
- ③会計監査または専門家による支援を受けた法人の  
監査周期の延長可  
5 箇年（4 箇年）に 1 回に延長可
- ④指導監査ガイドラインの策定

➡ 指導監査の見直しのポイントは、後ほど事務局から説明

## 2. 改正社会福祉法の施行に関連する制度改正⑤

|                  | 指導監査（一般監査） |      |      | 専門家支援<br>実施者                  |
|------------------|------------|------|------|-------------------------------|
|                  | 周期         | 監査事項 |      |                               |
|                  |            | 会計管理 | 組織運営 |                               |
| 一般法人             | 3 箇年に 1 回  | —    | —    | —                             |
| 会計監査人<br>設置法人    | 5 箇年に 1 回  | 省略   | 効率化  | 会計監査人                         |
| 内部統制向上<br>支援法人   | 4 箇年に 1 回  | 省略   | 効率化  | 公認会計士<br>監査法人                 |
| 事務処理体制<br>向上支援法人 | 4 箇年に 1 回  | 省略   | —    | 公認会計士<br>監査法人<br>税理士<br>税理士法人 |

## 2. 改正社会福祉法の施行に関連する制度改正⑥

### 会計監査人非設置法人に対する専門家の活用方法

#### 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援

- 法人が作成する計算書類等の会計基準との整合性の点検及び改善支援
- 経理体制の現状把握、効率化等改善に対する支援
- 会計帳簿の記載、証憑書類の整理方法等に係る現状把握、効率化等改善に対する支援

#### 財務会計に関する内部統制の向上に対する支援

- 法人全般の統制  
例) ガバナンス体制（理事会、評議員会、監事等）、各種規程・業務手順の整備、職務分掌体制、予算実績分析体制等に対する支援 等
- 各種事業の統制  
例) 購買、固定資産管理、資金管理、人件費、収益、在庫管理等の各業務におけるリスクに対応した適切な手続き等に対する支援 等
- 決算の統制  
例) 決算・財務報告に関する規程の整備、決算業務体制、伝票承認や決算整理業務の分掌体制、計算書類等の確定作業等に対する支援 等

## 3. 全国経営協の提案が反映された内容①

| 項目                               | 全国経営協の提案内容                                                                             |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域における公益的な取組の実施                  | 地域によってそのニーズに違いがある全ての法人が取り組めるように、限定列举はしない                                               |
| 評議員の特殊関係者<br>(社会福祉法人間での兼務、たすき掛け) | 社会福祉法人間で評議員の兼務が可能となり、専門知識を持つ評議員が確保しやすくなるよう特殊関係者から社会福祉法人役員等を除くこと                        |
| 地域協議会                            | 地域における公益的な取組を実施するにあたり、地域協議会の意見を聴くことが前提とされたり、地域協議会の意見により各法人の取り組みが制限・規定されてはならない          |
| 会計監査人の設置規模                       | 会計監査人設置法人は、当該法人が「内部管理体制の整備」への対応も同時に求められることから、こうした負担に耐えうる職員体制、財務規模を有する法人が該当することを基本とすること |

### 3. 全国経営協の提案が反映された内容②

| 項目              | 全国経営協の提案内容                                   |
|-----------------|----------------------------------------------|
| 会計監査の実施範囲（証明範囲） | 社会福祉法人の特性に応じた会計監査の実施範囲（証明範囲）にすること            |
| 会計監査人非設置法人への支援  | 会計監査人非設置法人についても、会計の専門家の指導・支援を受ける方法を検討する必要がある |
| 措置費の弾力運用        | 措置費、保育所委託費の資金使途の柔軟な取り扱いや役員報酬、会計監査人の費用の明確化    |
| 指導監査の見直し        | 所轄庁による過度な指導やローカルルールを是正し、指導監査の効率化・重点化を図ること    |

### 4. よくある誤りから学ぶ制度改革のポイント

#### 理事会・評議員会の運営

- ✓ 決議の省略
- ✓ 議事録の署名

#### 計算書類等の情報公開

- ✓ インターネットでの公表の範囲

#### 社会福祉充実残額の算定

- ✓ 主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例

よくある質問の詳細は、関連資料集を参照

## 5. 制度改革を踏まえた法人経営のあり方①

- 今回の社会福祉法人制度改革で要請されている事項に対応し、社会福祉法人の使命を果たす。

社会福祉法人の使命と経営理念に基づく自主的・自律的な経営を確立し、多様な福祉実践を積み重ねていくことが必要。

## 5. 制度改革を踏まえた法人経営のあり方②

### 社会福祉法人アクションプラン2020

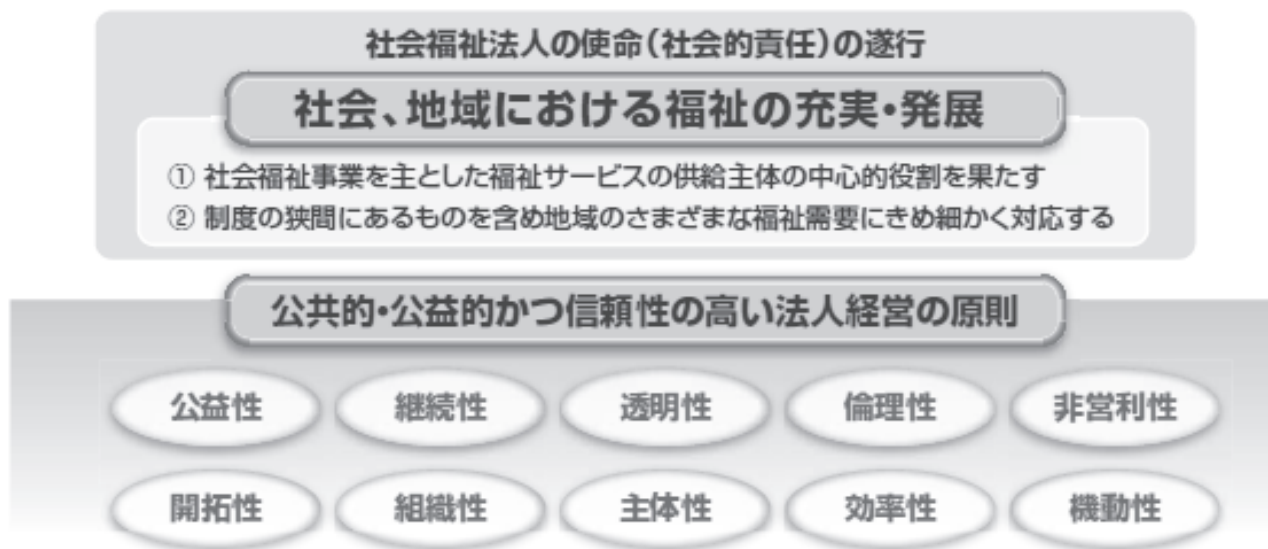
- 平成28～32年度の中期行動計画  
(社会福祉法人として求められる取り組み課題)
- ガバナンス確立のための経営指標として
- 社会福祉法人10の経営原則
- 4つの基本姿勢と14の長期ビジョン
- 実践のポイント (中期目標)
- 自己評価と行動推進のためのツールとして



\* アクションプラン2020は全国経営協ホームページよりダウンロードし、活用してください。

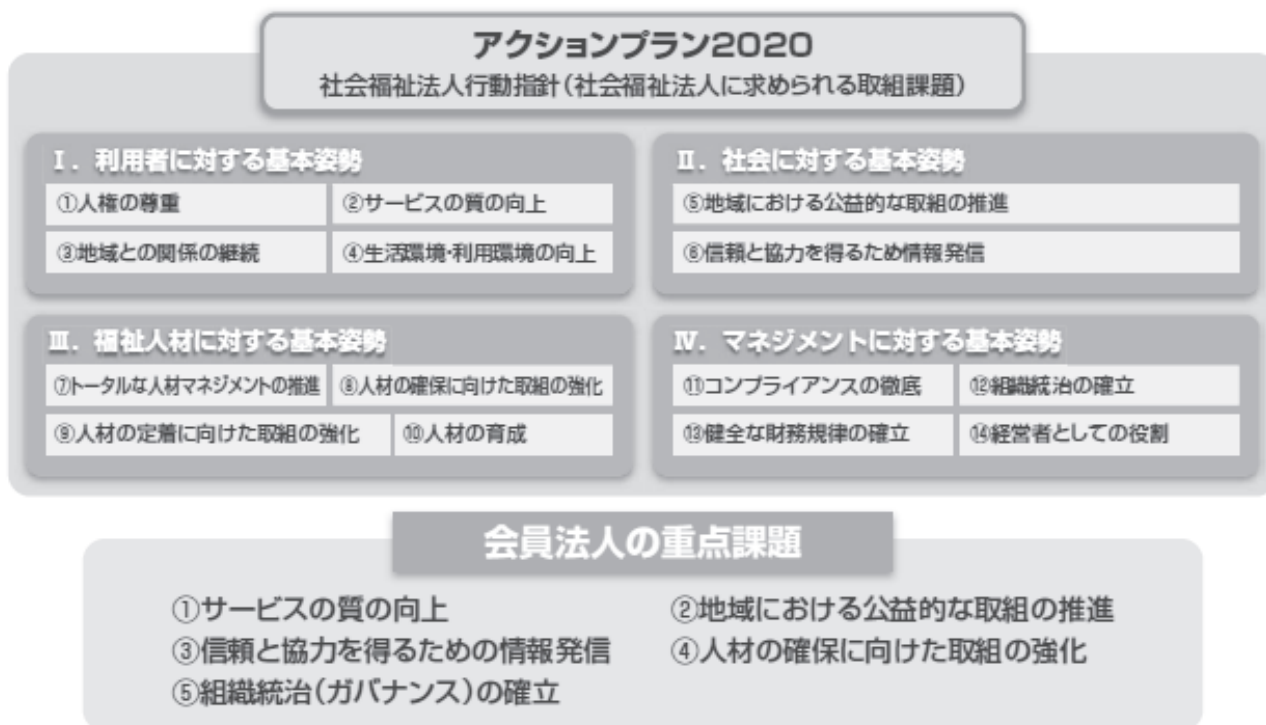
## 5. 制度改革を踏まえた法人経営のあり方③

### 社会福祉法人アクションプラン2020の全体像①



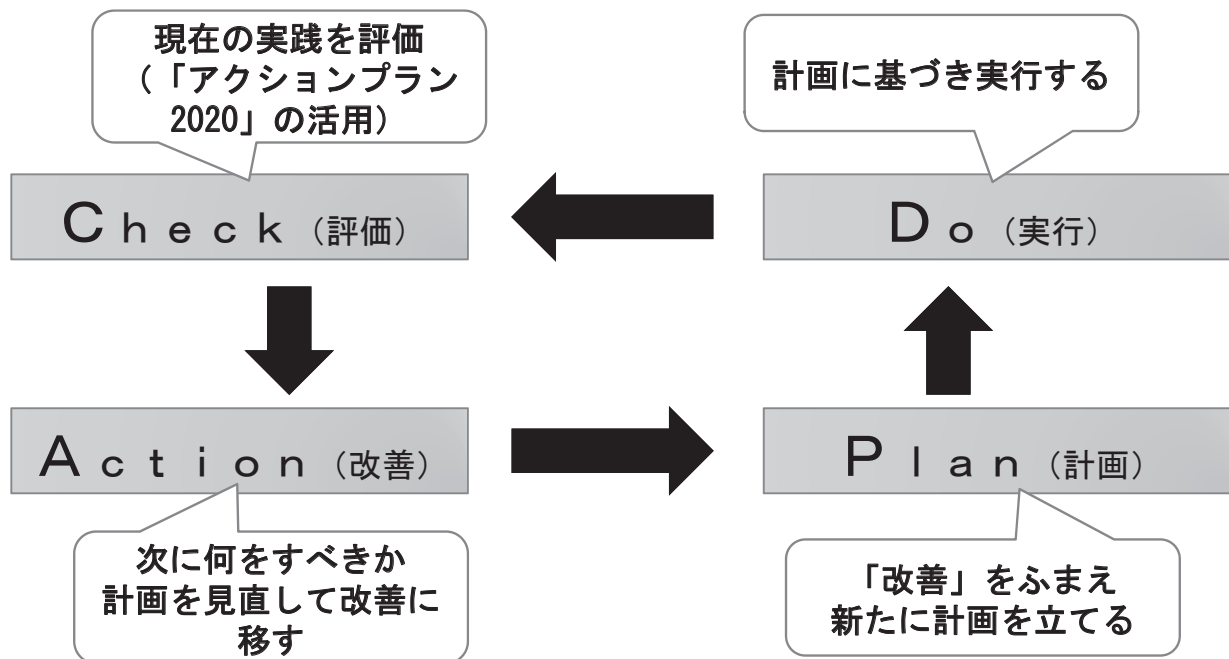
## 5. 制度改革を踏まえた法人経営のあり方④

### 社会福祉法人アクションプラン2020の全体像②



## 5. 制度改革を踏まえた法人経営のあり方⑤

### 社会福祉法人アクションプラン2020



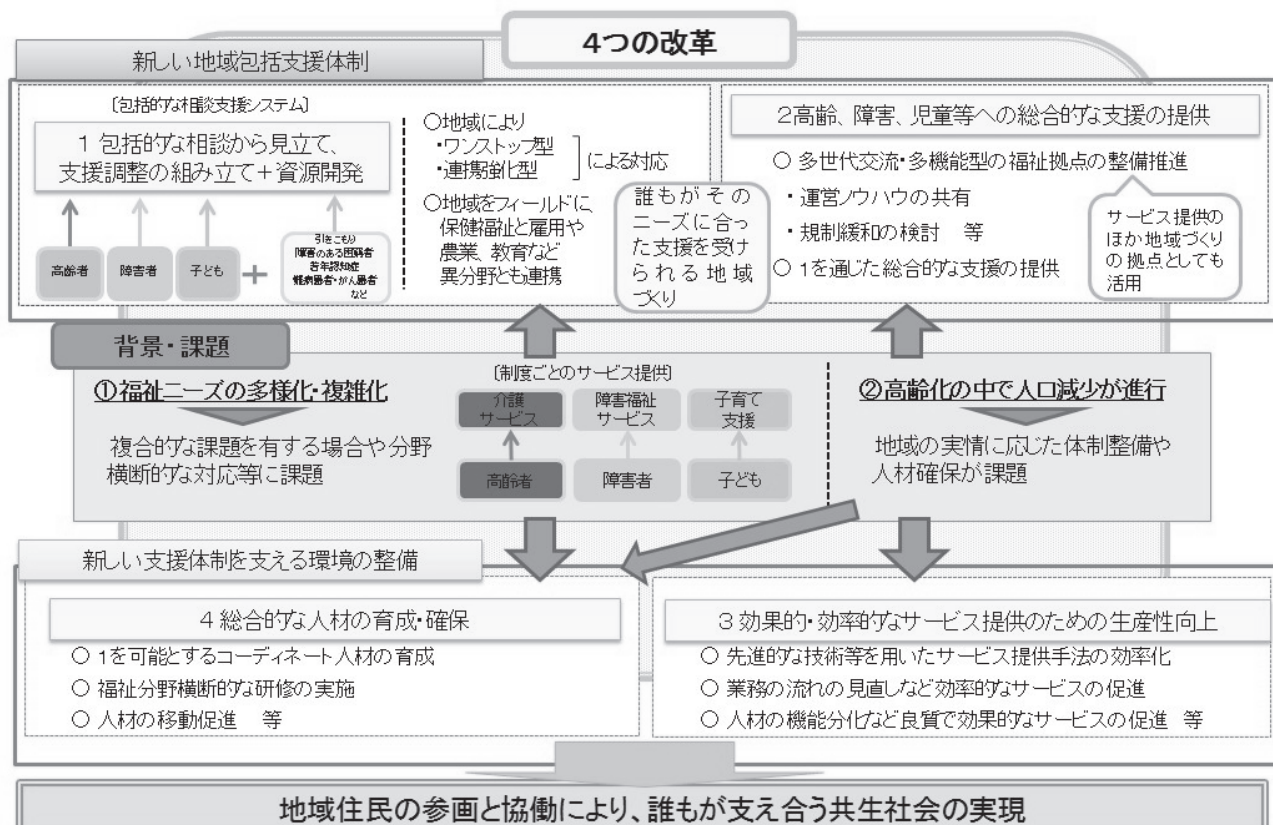
## 5. 制度改革を踏まえた法人経営のあり方⑥

### 社会福祉法人の経営の営み

- ①経営理念を決め、組織の存在意義（目的）を明確にする
- ②経営戦略（方針・目標・計画）を決め、実行する
- ③組織を活性化させる（組織の活性化）
- ④学習と成長の仕組みづくり（人材育成・技術）
- ⑤緊密な利用者等との関係をつくる（利用者等との信頼）
- ⑥緊密な地域等との関係をつくる（地域等との信頼）
- ⑦危機管理（安全）
- ⑧財務基盤の安定

## 5. 制度改革を踏まえた法人経営のあり方⑦

～新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン(平成27年9月)～



©全国社会福祉法人経営者協議会 2017

26

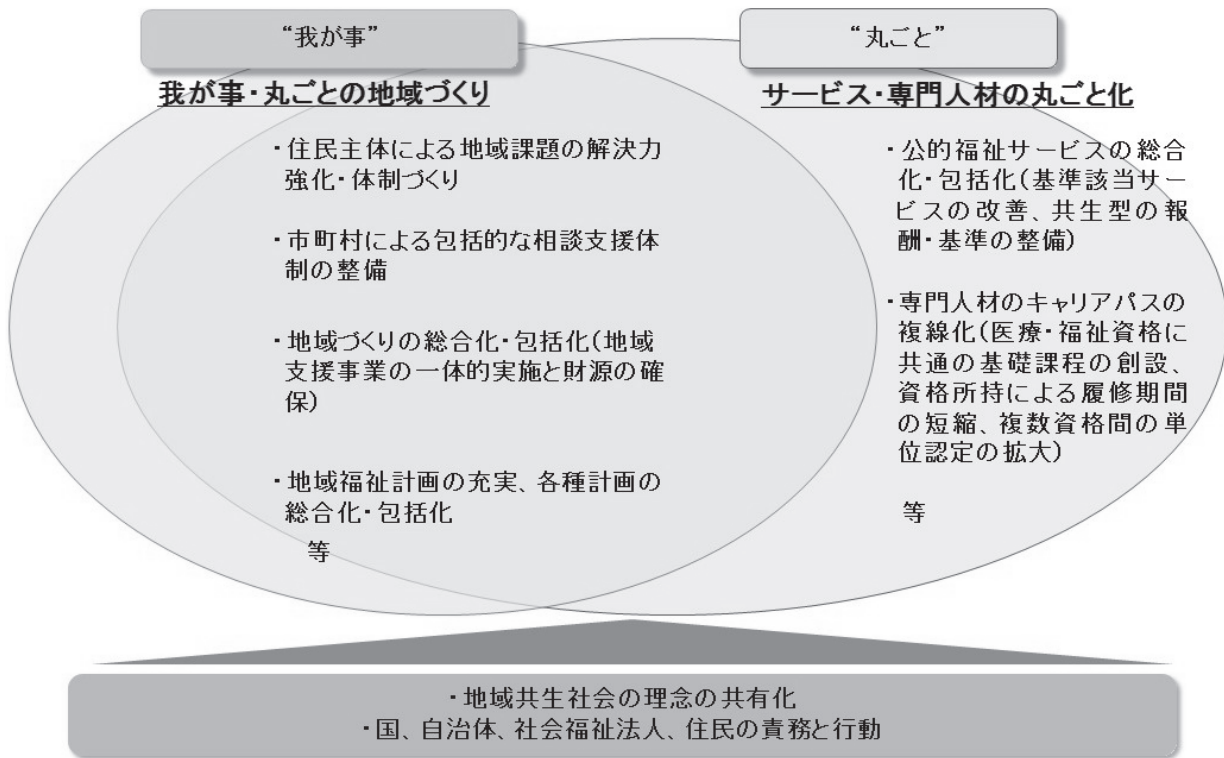
## 5. 制度改革を踏まえた法人経営のあり方⑧

### 地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

## 5. 制度改革を踏まえた法人経営のあり方⑨

### 「地域共生社会」実現の全体像イメージ(たたき台)



## 5. 制度改革を踏まえた法人経営のあり方⑩

### 「地域共生社会」実現に向けた改革の骨子

地域課題の解決力の  
強化

地域を基盤とする  
包括的支援の強化

地域丸ごとの  
つながりの強化

専門人材の  
機能強化・最大活用

社会福祉法人が率先して地域で実践を重ね、  
地域共生社会のイニシアチブをとる

## 5. 制度改革を踏まえた法人経営のあり方⑪

### 地域共生社会の実現に向けた取組の推進（法改正）

平成29年5月26日成立

「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

#### 1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様な複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

#### 2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（※）  
（※）例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

#### 3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

※法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

#### 新たに共生型サービスを位置づけ

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける。（指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討）



©全国社会福祉法人経営者協議会 2017

30

## 5. 制度改革を踏まえた法人経営のあり方⑫

### 社会福祉法改正第4条

平成30年4月1日施行

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 改正前                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（地域福祉の推進）</p> <p>第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。</p> <p>2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。</p> | <p>（地域福祉の推進）</p> <p>第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。</p> <p>（新設）</p> |

©全国社会福祉法人経営者協議会 2017

31

## 5. 制度改革を踏まえた法人経営のあり方⑬

### 社会福祉法改正第5条

平成30年4月1日施行

| 改正後                                                                                                                                                                                                               | 改正前                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(福祉サービスの提供の原則)</p> <p>第5条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、<u>地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り</u>、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。</p> | <p>(福祉サービスの提供の原則)</p> <p>第5条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。</p> |

## 6. 地域における公益的な取組と効果的な広報戦略①

### 地域における公益的な取組の留意点

#### (1) 要件

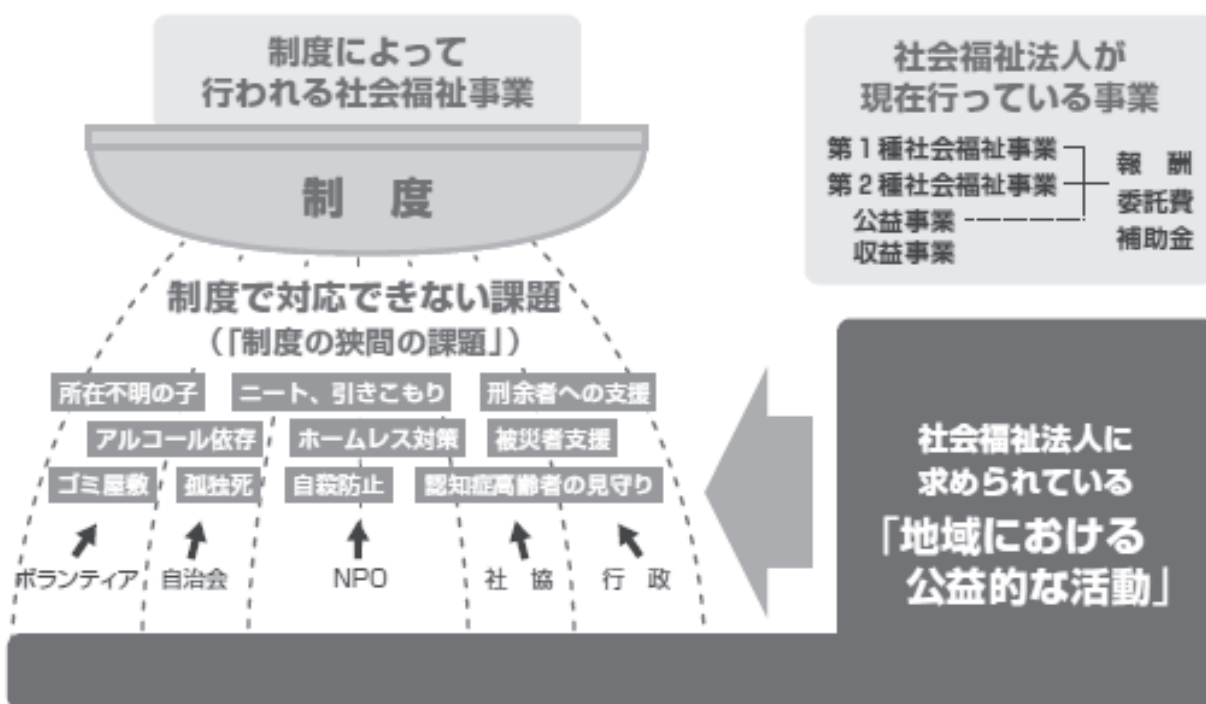
- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当って提供される福祉サービスであること
- ② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対するものであること
- ③ 無料又は低額な料金で提供されること

#### (2) 留意点

- ① 限定列举はしない。所轄庁は法人の自主性を阻害しない。
- ② 継続的に行われるものでない取組は定款変更不要。
- ③ 全額公費でないもの、法人持ち出しの取組も可。
- ④ ただし、複数法人の取組は資金拠出のみでは不可。

## 6. 地域における公益的な取組と効果的な広報戦略②

### 制度で対応できない課題



## 6. 地域における公益的な取組と効果的な広報戦略③

### 地域における公益的な取組のポイント

- 地域のニーズをキャッチする（相談窓口の設置やアウトリーチ）
- 本来事業による専門性や既存の経営資源を活用し、できることから着実に取り組む
- 地域住民や関係機関との連携を意識し、協働して課題解決に取り組む

身近な生活圏域において、生活課題・福祉課題の解決に向けた取り組みを推進

地域共生社会の実現に向けた中核的な役割を担う

## 6. 地域における公益的な取組と効果的な広報戦略④



- 全国経営協では、28年度に初めて、『地域における公益的な取組の実践発表会』を開催。
- 発表事例は、全国経営協ホームページに掲載中。

### ＜発表事例の主なテーマ＞

- ☑ 生活困窮者への一時宿泊所の提供
- ☑ 空き家を利用した居場所づくり
- ☑ 大学との連携による地域活動
- ☑ ユニバーサル就労支援
- ☑ 生計困難者へ現物支給による支援
- ☑ 転居を希望する高齢者への支援
- ☑ 地域の高齢者への買い物支援
- ☑ 災害時における地域の高齢者の一時支援
- ☑ 地域の高齢者世帯への除雪支援



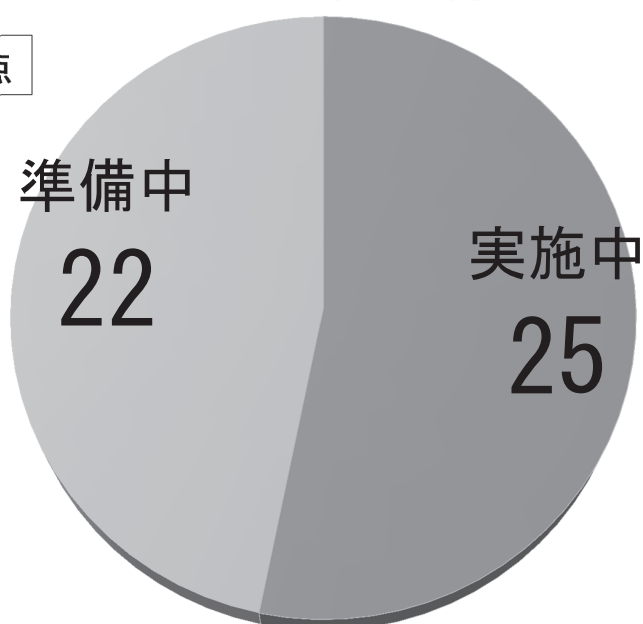
\* 地域貢献活動の1法人（施設）1実践活動事例集（1-9集）も全国経営協ホームページに掲載

## 6. 地域における公益的な取組と効果的な広報戦略⑤



### 都道府県域における社会福祉法人等の連携による公益的取組の状況

平成28年度末時点



(出所) 全国経営協調べ

単に資金を拠出するだけでなく、実質的に事業等の実施主体になることが必要。

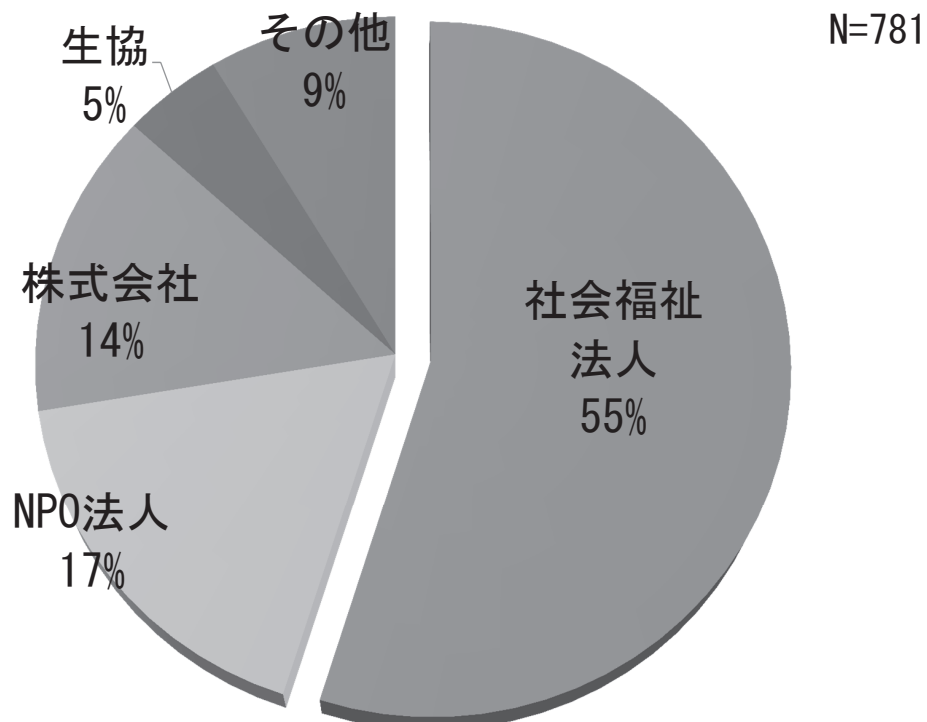
## 6. 地域における公益的な取組と効果的な広報戦略⑥

### 社会福祉法人が協働する意義

- ① 潜在的なニーズを把握することができる
- ② 複合する課題への対応が可能
- ③ 多様な強みを活かすことができる
- ④ 活用できる資源（専門職、設備等）がひろがる
- ⑤ 協働により新たな社会資源を開発できる
- ⑥ 社会的な訴求効果が大きくなる

## 6. 地域における公益的な取組と効果的な広報戦略⑦

### 認定就労訓練事業の法人種別認定状況



（出所）厚生労働省「認定就労訓練事業所の認定状況」の集計結果

## 6. 地域における公益的な取組と効果的な広報戦略⑧

### 社会福祉法人による生活困窮者支援

- 生活困窮者支援はあらゆる社会福祉事業の共通根にあるものであり、新たなかたちで生活困窮が社会に広がっている今こそ、社会福祉法人が積極的に取り組んでいかなければならない。
- 特に、生活困窮者の就労支援については、社会福祉法人が積極的に参画することが期待されており、「地域における公益的な取組」の一環として、積極的に取り組むことが期待される。

## 6. 地域における公益的な取組と効果的な広報戦略⑨

### 全国経営協ホームページ『情報公開ページ』

法人メニュー > 公益的取組等の実施状況入力

公益的取組等の実施状況

地域における公益的な取組を  
実施している場合は、必ず

HP掲載ページ  URL確認

法人が実施している公益的取組

**チェック**

- ☒ 生活困窮者支援（例：制度の対象とならない生活課題への支援、就労支援、社会参加活動 等）
- ☐ 地域に向けた事業展開（例：サロン活動、子育てひろば、見守り活動、相談対応、緊急時支援 等）
- ☐ 福祉教育活動（例：福祉に関する勉強会、家族介護者交流会等の開催、ボランティア活動支援 等）
- ☐ 地域の社会的な援護を必要とする方への支援（例：権利侵害予防・対応、法人後見 等）
- ☒ 地域の他機関とのネットワーク活動（例：行政・医療機関等との連携、協働、セーフティネット構築 等）
- ☐ 地域活性化の取り組み（例：商店街空きスペースでの事業展開、人口減少地域高齢者支援 等）
- ☐ その他（詳細を記入してください）

## 6. 地域における公益的な取組と効果的な広報戦略⑩

### 平成29年度からの現況報告書

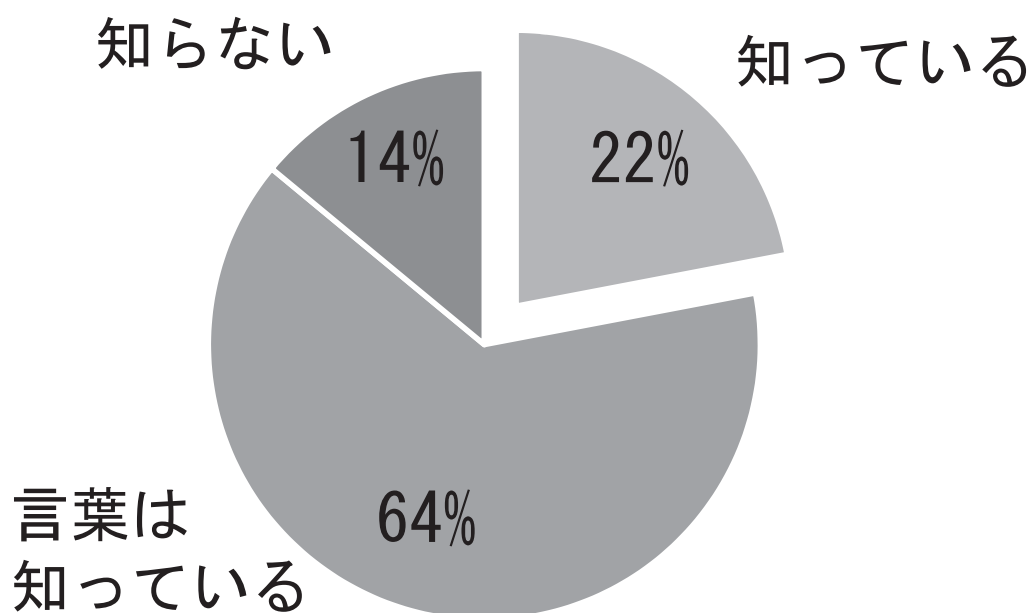
#### 11-2. うち地域における公益的な取組（地域公益事業含む）（再掲）

| ①取組類型コード分類 | ②取組の名称                             | ③取組の実施場所(区域) |
|------------|------------------------------------|--------------|
| ④取組内容      |                                    |              |
|            | 各法人での地域における<br>取組みを <b>意識的</b> に記入 |              |
|            |                                    |              |
|            |                                    |              |
|            |                                    |              |
|            |                                    |              |
|            |                                    |              |
|            |                                    |              |
|            |                                    |              |
|            |                                    |              |
|            |                                    |              |

## 6. 地域における公益的な取組と効果的な広報戦略⑪

### 全国生活者 1 万人意識調査①

#### 社会福祉法人の認知度



（出所）全国経営協「社会福祉法人に関する全国生活者 1 万人意識調査」

## 6. 地域における公益的な取組と効果的な広報戦略⑫



### 全国生活者 1 万人意識調査②

生活者が社会福祉法人に対して抱くイメージ

|        |      |   |        |       |
|--------|------|---|--------|-------|
| 信頼できる  | 9.4% | < | 問題が多い  | 19.8% |
| 透明性が高い | 2.5% | < | 閉鎖的    | 18.5% |
| 経営が安定  | 4.4% | < | 経営が不安定 | 16.6% |
| 明るい    | 4.6% | < | 暗い     | 10.1% |

(出所) 全国経営協「社会福祉法人に関する全国生活者 1 万人意識調査」

©全国社会福祉法人経営者協議会 2017

44

## 6. 地域における公益的な取組と効果的な広報戦略⑬



### 全国生活者 1 万人意識調査③

社会福祉法人の 3 つの不足

- あらゆる方面への発信不足
- 生活者との接点不足
- 新たな福祉課題への対応不足

©全国社会福祉法人経営者協議会 2017

45

## 6. 地域における公益的な取組と効果的な広報戦略⑭

### 経営協NEXT計画

社会福祉法人に対する、ポジティブな印象の形成

内部広報・外部広報の両輪による、総合的な取り組み  
＝「経営協NEXT計画」

#### 内部広報

経営協組織内での  
共通意識の醸成、  
対話強化

#### 外部広報

外部にむけた効果的な  
情報発信

みんなの「生きる」を

## 6. 地域における公益的な取組と効果的な広報戦略⑮

情報の伝え手



情報の受け手

双方向の関係を作るのが広報の役割  
＜広報＝PR（パブリック・リレーションズ）＞

社会福祉法人が利用者、地域住民、関係機関等と  
いった多様なステークホルダーとどのような関係を  
構築すべきか

めざすべき関係構築に向けて、戦略的に広報活動を  
展開する

## 6. 地域における公益的な取組と効果的な広報戦略①⑥

### 全国経営協・広報戦略特命チーム

- 社会福祉法人に対するポジティブなイメージ形成に向けて、「経営協NEXT計画」を戦略的に進める。
- 会員法人における広報活動の支援に向けて、「広報」戦略のポイントとなる視点や方法等について発信する。

## 説明

「『知らない』では済まされない！ 指導監査ガイドライン徹底解説」

全国社会福祉法人経営者協議会 事務局

[illegible]

平成29年度都道府県経営協セミナー（前期）

# 『知らない』では済まされない！ 指導監査ガイドライン徹底解説



みんなの「生きる」を  
社会福祉法人

全国社会福祉法人経営者協議会 事務局

## 主な内容



1. 指導監査の見直しの全体像
2. 指導監査実施要綱の見直しのポイント
3. 専門家による支援のポイント
4. 指導監査ガイドラインの留意点
5. 指導監査ガイドラインの項目別ポイント
6. 指導監査の定期的な見直しに向けて

【凡例】 GL p数字 …指導監査ガイドラインの該当頁

## 1. 指導監査の見直しの全体像①

### これまで指摘された課題

- 監査事項に関して、具体的な確認内容や指導監査の基準が示されていない。
- 所轄庁の指導が地域により異なる規制や必要以上に厳しい規制（ローカルルール）の存在。
- 地域の多様な福祉ニーズに対応していくためには、社会福祉法人の自主性・自律性を尊重する必要がある。
- 会計監査人監査の導入に伴う、所轄庁監査との関係性を整理する必要がある。

## 1. 指導監査の見直しの全体像②

### 基本的な考え方

- 社会福祉法人に対する指導監査について、ガバナンス強化等による自主性・自律性を前提とした上で、ローカルルールを是正し、指導監査の効率化・重点化を図る。



- ①指導監査要綱の見直し、指導監査ガイドラインの作成・周知
- ②会計監査人監査導入に伴う行政監査の省略・重点化
- ③監査周期等の見直しによる重点化
- ④監査を担う人材の育成

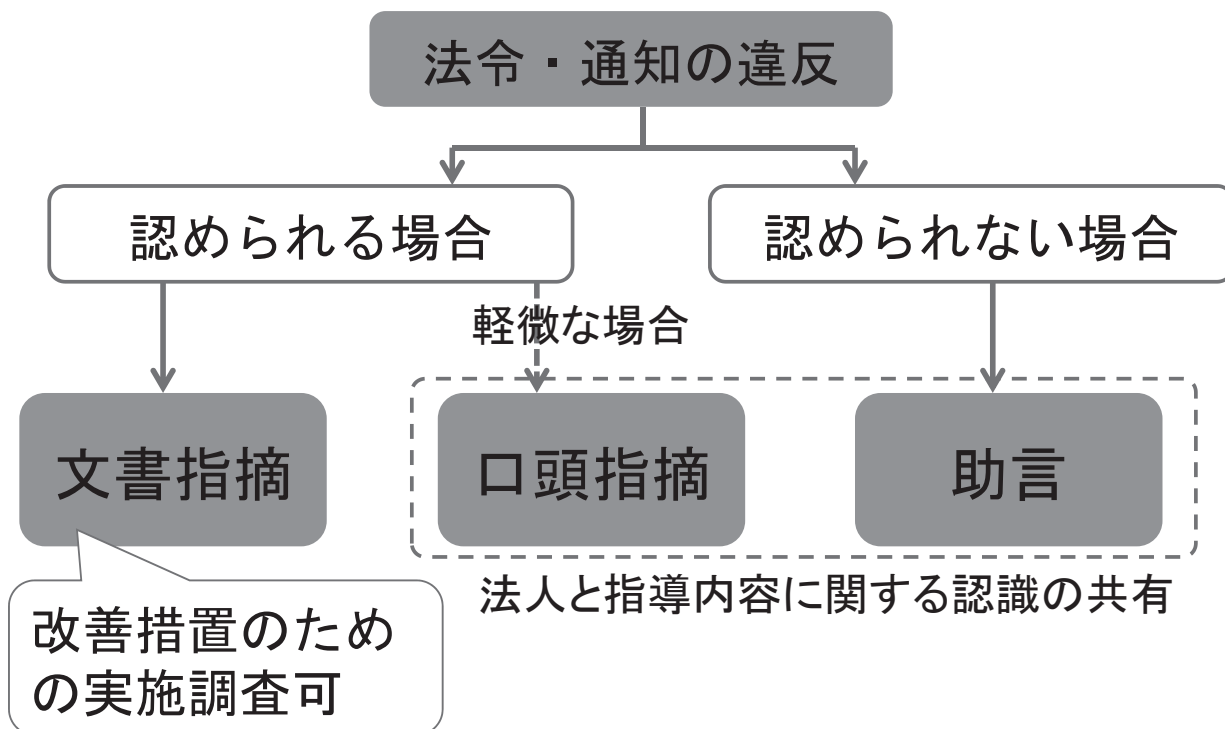
## 2. 指導監査実施要綱の見直しのポイント①

### 主な改正内容

- ①会計監査または専門家による支援を受けた場合の  
監査項目の省略・重点化
- ②一般監査の監査周期の見直し  
2箇年に1回 ⇒ 3箇年に1回
- ③会計監査または専門家による支援を受けた法人の  
監査周期の延長可  
5箇年（4箇年）に1回に延長可
- ④指導監査ガイドラインの策定

## 2. 指導監査実施要綱の見直しのポイント②

### 指導内容



## 2. 指導監査実施要綱の見直しのポイント③

### 指導監査官のスタンス

- 常に公正不偏かつ懇切丁寧であること。
- 単に改善を要する事項の指導にとどまることなく、具体的な根拠を示して行う。
- 法人との対話や議論を通じて、指導の内容に関する真の理解を得るよう努め、自律的な運営を促す。

#### <厚生労働省>

- 所轄庁（自治体）職員に対する新指導監査要綱に関する研修の実施（ローカルルール排除の徹底）【平成29年5月～6月に実施】
- 団体、自治体と新指導監査要綱に基づく監査についての意見交換【平成29年度内】

## 2. 指導監査実施要綱の見直しのポイント④

|                  | 指導監査（一般監査） |      |      | 専門家支援<br>実施者                  |
|------------------|------------|------|------|-------------------------------|
|                  | 周期         | 監査事項 |      |                               |
|                  |            | 会計管理 | 組織運営 |                               |
| 一般法人             | 3 箇年に 1 回  | —    | —    | —                             |
| 会計監査人<br>設置法人    | 5 箇年に 1 回  | 省略   | 効率化  | 会計監査人                         |
| 内部統制向上<br>支援法人   | 4 箇年に 1 回  | 省略   | 効率化  | 公認会計士<br>監査法人                 |
| 事務処理体制<br>向上支援法人 | 4 箇年に 1 回  | 省略   | —    | 公認会計士<br>監査法人<br>税理士<br>税理士法人 |

### 3. 専門家による支援のポイント①

| 専門家による支援                | 実施者                           | 主な内容               | 報告書                            |
|-------------------------|-------------------------------|--------------------|--------------------------------|
| 財務会計に関する内部統制の向上に対する支援   | 公認会計士<br>監査法人                 | 法人全般・各事業・決算の統制     | 財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書   |
| 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援 | 公認会計士<br>監査法人<br>税理士<br>税理士法人 | 計算書類等の整合性の点検及び改善支援 | 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書 |

### 3. 専門家による支援のポイント②

#### 財務会計に関する内部統制に対する支援項目例

##### 例) 法人全般の統制

| NO. | 項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 課題 | 改善提案                                                                   |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|------------------------------------------------------------------------|
| 1-3 | <p>職務分掌・職務権限体制について</p> <p>○支援の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 重要な契約行為について、担当者や理事等が単独で契約を進めることができない仕組みについて</li> <li>● 職務分掌・職務権限の明確化について</li> <li>● 稟議規程の整備について</li> <li>● 稟議制度、職務権限の周知について</li> <li>● 過度な兼任や権限移譲により職務分掌・職務権限体制が無効化されている状況がないかについて</li> <li>● 公印の保管・管理について</li> <li>● 公印の代理押印の報告について</li> <li>● 稟議書の管理について</li> <li>● その他（業務実施者が必要と認めた事項）</li> </ul> |    | <p><u>公認会計士、監査法人</u>により、毎年度、支援項目等に関連して発見された課題及びその課題に対する改善の提案の報告を受け</p> |

### 3. 専門家による支援のポイント③

#### 財務会計に関する事務処理体制に係る支援項目リスト例

##### 例) 予算

| No. | 勘定科目<br>・項目等 | 確 認 事 項                                                 | 残高等 | チェック        |        |    |
|-----|--------------|---------------------------------------------------------|-----|-------------|--------|----|
|     |              |                                                         |     | Y<br>E<br>S | N<br>O | 所見 |
| 1   | 予算           | 収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が作成し、定款の定めに従い適切な承認を受けているか。            | —   | Y<br>E<br>S | N<br>O | 所見 |
|     |              | 予算執行中に、予算に変更事由が生じた場合、理事長は補正予算を作成し、定款の定めに従い適切な承認を受けているか。 | —   | Y<br>E<br>S | N<br>O | 所見 |

所見

公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人により、毎年度、支援項目の確認及びその事項についての所見を受ける。

### 4. 指導監査ガイドラインの留意点①

#### 構成

GL p1

| 用語        | 内容                                      |
|-----------|-----------------------------------------|
| ①監査事項     | 監査の対象とする事項                              |
| ②チェックポイント | 監査事項の法令及び通知上の根拠、監査事項の適法性に関する判断を行う際の確認事項 |
| ③着眼点      | チェックポイントの確認を行う際に着目すべき点                  |
| ④指摘基準     | 法令又は通知等の違反がある場合に文書指摘を行うこととする基準          |
| ⑤確認書類     | チェックポイントを確認するために用いる書類                   |

## 4. 指導監査ガイドラインの留意点②

GL p1

### 運用上の留意点

- 指摘基準に該当しない場合は文書指摘を行わない。
- 違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合には、口頭指摘を行うことができる。
- 助言を行う場合は、法人が従わなければならないものではないことを明確にした上で行う。
- 監査事項の確認に当たっては、ガイドラインに定める確認書類を用いる。

## 4. 指導監査ガイドラインの留意点③

GL p1

### 確認書類

- ガイドラインは法人に新たな書類の作成を義務付けるものではない。
- ガイドラインに定める確認書類を作成していない場合は、ガイドラインに定める指摘基準の該当性を確認できる既存の別の書類を用いて行う。



### 各法人での対応

- 法令等で特定の文書の作成が義務付けられていない場合であっても、文書等により客観的な説明を行うことができるようにする。

## 4. 指導監査ガイドラインの留意点④

### ガイドラインの見方

GL p3

| 項目            | 監査事項                        | 根拠              | チェックポイント                                     | 留意点、指摘基準、確認書類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------|-----------------------------|-----------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I 法人運営        |                             |                 |                                              | <p>○ 法人の業務執行は、社会福祉法第54条、通知、定款及び法人で定めた各種内部規程（以下「内部規程等」という。）に基づき、理事会の決定を経て、理事長等により行われるものである。そして、当該業務執行に対する法人内部の統制の仕組みとして、法令上、理事会による理事長等の監督及び選定・解職、評議員会による定款変更・計算書類等の承認及び理事の選任・解任、監事による理事の職務の執行の監査、会計監事による会計監査等が定められている。</p> <p>○ 指導監査を行うに当たっては、そのような統制の仕組みが適正に運営されているかどうかを確認するため、ガイドラインに定める事項を確認の対象としつつ、それ以外の事項についても、必要と認める場合には、その確認を行うことができる。確認の結果、法人に内部規程等の違反が見受けられた場合の当該法人に対して行う指導については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドラインに定める指摘基準に該当しない内部規程等の違反があった場合には、原則として、当該内部規程等の違反の是正を求める口頭指導によること。</li> <li>・ 上記にかかわらず、重大な違反や直ちに是正が必要であって、口頭指導によることでは是正が見込まれない場合等法人運営の適正を確保するために必要と判断する場合文書指導によることができること。</li> <li>○ 内部規程が法令・通知等と定款に違反する場合は当該規程が法人の業務に即していない場合で、当該規程の変更により是正が可能な場合には、当該規程の変更のための適切な指導を行うこととする。</li> <li>○ 指導に当たっては、違反の内容及びその根拠も明確に示すこととする。</li> </ul> <p>&lt;留意点&gt;</p> <p>○ 法人の定款については、平成 28 年改正法の施行に伴い、認可通知について、法人の自主性を尊重する観点から、別添 2 が「定款準則」から「定款例」へと改められ、法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項についての定款の定め方の一例となり、定款例の文書の中で法人が拘束されるものではなくなったことに留意する必要がある。</p> <p>○ 各法人の定款に記載された必要的記載事項については、事実に反するものでないかの確認をする。なお、相対的記載事項及び任意の記載事項については、必要に応じて、事実に反するものでないかの確認をする。</p> <p>○ 定款の必要的記載事項には法第 31 条第 1 項各号に掲げる事項が定められており、当該事項の全てを定款に記載する必要がある。その一つでも記載が欠けると、当該定款が法令に違反するものとなる必要がある。</p> <p>&lt;法第 31 条第 1 項各号に掲げる事項&gt;</p> <p>目的（第 1 号）、名称（第 2 号）、社会福祉事業の種類（第 3 号）、事業所の所在地（第 4 号）、評議員及び評議員会に関する事項（第 5 号）、役員（理事長及び監事をいう。以下同じ。）の定数その他役員に関する事項（第 6 号）、理事会に関する事項（第 7 号）、会計監事に関する事項（会計監事を選定する場合に限る。第 8 号）、資産に関する事項（第 9 号）、会計に関する事項（第 10 号）、公益事業の種類（公益事業を行う場合に限る。第 11 号）、収益事業の種類（収益事業を行う場合に限る。第 12 号）解散に関する事項（第 13 号）、定款の変更に関する事項（第 14 号）、公告の方法（第 15 号）</p> <p>&lt;指摘基準&gt;</p> <p>必要的記載事項が記載されていない場合、又は定款に記載された内容と事実とが異なる場合は、文書指導によることとする。</p> <p>&lt;確認書類&gt;</p> <p>定款</p> |
| 1 定款          | 1 定款は、法令等に従い、必要事項が記載されているか。 | 法第 31 条第 1 項    | ○ 定款の必要的記載事項（法第 31 条第 1 項）が事実に反するものとなっていないか。 | <p>&lt;留意点&gt;</p> <p>○ 法人の定款については、平成 28 年改正法の施行に伴い、認可通知について、法人の自主性を尊重する観点から、別添 2 が「定款準則」から「定款例」へと改められ、法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項についての定款の定め方の一例となり、定款例の文書の中で法人が拘束されるものではなくなったことに留意する必要がある。</p> <p>○ 各法人の定款に記載された必要的記載事項については、事実に反するものでないかの確認をする。なお、相対的記載事項及び任意の記載事項については、必要に応じて、事実に反するものでないかの確認をする。</p> <p>○ 定款の必要的記載事項には法第 31 条第 1 項各号に掲げる事項が定められており、当該事項の全てを定款に記載する必要がある。その一つでも記載が欠けると、当該定款が法令に違反するものとなる必要がある。</p> <p>&lt;法第 31 条第 1 項各号に掲げる事項&gt;</p> <p>目的（第 1 号）、名称（第 2 号）、社会福祉事業の種類（第 3 号）、事業所の所在地（第 4 号）、評議員及び評議員会に関する事項（第 5 号）、役員（理事長及び監事をいう。以下同じ。）の定数その他役員に関する事項（第 6 号）、理事会に関する事項（第 7 号）、会計監事に関する事項（会計監事を選定する場合に限る。第 8 号）、資産に関する事項（第 9 号）、会計に関する事項（第 10 号）、公益事業の種類（公益事業を行う場合に限る。第 11 号）、収益事業の種類（収益事業を行う場合に限る。第 12 号）解散に関する事項（第 13 号）、定款の変更に関する事項（第 14 号）、公告の方法（第 15 号）</p> <p>&lt;指摘基準&gt;</p> <p>必要的記載事項が記載されていない場合、又は定款に記載された内容と事実とが異なる場合は、文書指導によることとする。</p> <p>&lt;確認書類&gt;</p> <p>定款</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 2 定款の変更が所定の手続 |                             | 法第 45 条の 36 第 1 | ○ 定款の変更が評議員会の特別決議を経                          | <留意点>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

①監査事項

②チェックポイント

③着眼点

④指摘基準

⑤確認書類

©全国社会福祉法人経営者協議会 2017

14

## 4. 指導監査ガイドラインの留意点⑤

### ガイドラインの具体例 定款の場合

GL p3

| 用語        | 内容                                                                                                                                                                            |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①監査事項     | 定款は、法令等に従い、必要事項が記載されているか。                                                                                                                                                     |
| ②チェックポイント | 定款の必要的記載事項（法第31条第1項）が事実に反するものとなっていないか。                                                                                                                                        |
| ③着眼点      | <p>（スライドでは一部のみ掲載）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 定款例の文言の全てに法人が拘束されるものではなく、なくなったことに留意する必要がある。</li> <li>● 各法人の定款に記載された必要的記載事項については、事実に反するものでないかの確認をする。</li> </ul> |
| ④指摘基準     | 必要的記載事項が記載されていない場合、又は定款に記載された内容と事実とが異なる場合は、文書指摘によることとする。                                                                                                                      |
| ⑤確認書類     | 定款                                                                                                                                                                            |

©全国社会福祉法人経営者協議会 2017

15

## 5. 指導監査ガイドラインの項目別ポイント①



### 監事の理事会への出席義務

GL p24-25

|      |                                                                                                                                                    |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査事項 | 理事会への出席義務を履行しているか。                                                                                                                                 |
| 指摘基準 | 次の場合は文書指摘によることとする（所轄庁がやむを得ない事情があると認める場合を除く）。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 理事会に2回以上続けて欠席した監事がいる場合</li><li>・ 監事の全員が欠席した理事会がある場合</li></ul> |
| 確認書類 | 理事会の議事録                                                                                                                                            |

### 各法人での対応

- やむを得ない事情がある場合の欠席理由について、法人として説明ができるようにしておく。

©全国社会福祉法人経営者協議会 2017

16

## 5. 指導監査ガイドラインの項目別ポイント②



### 報酬等支給基準の公表

GL p36-37

|      |                                                               |
|------|---------------------------------------------------------------|
| 監査事項 | 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続により定め、公表しているか。                |
| 指摘基準 | 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準がインターネットの利用により公表されていない場合は、文書指摘によることとする。 |

### 各法人での対応

- インターネットの利用（原則として、法人又は全国経営協等のホームページ）により公表を行う。

©全国社会福祉法人経営者協議会 2017

17

## 5. 指導監査ガイドラインの項目別ポイント③

### 地域における公益的な取組

GL p38-39

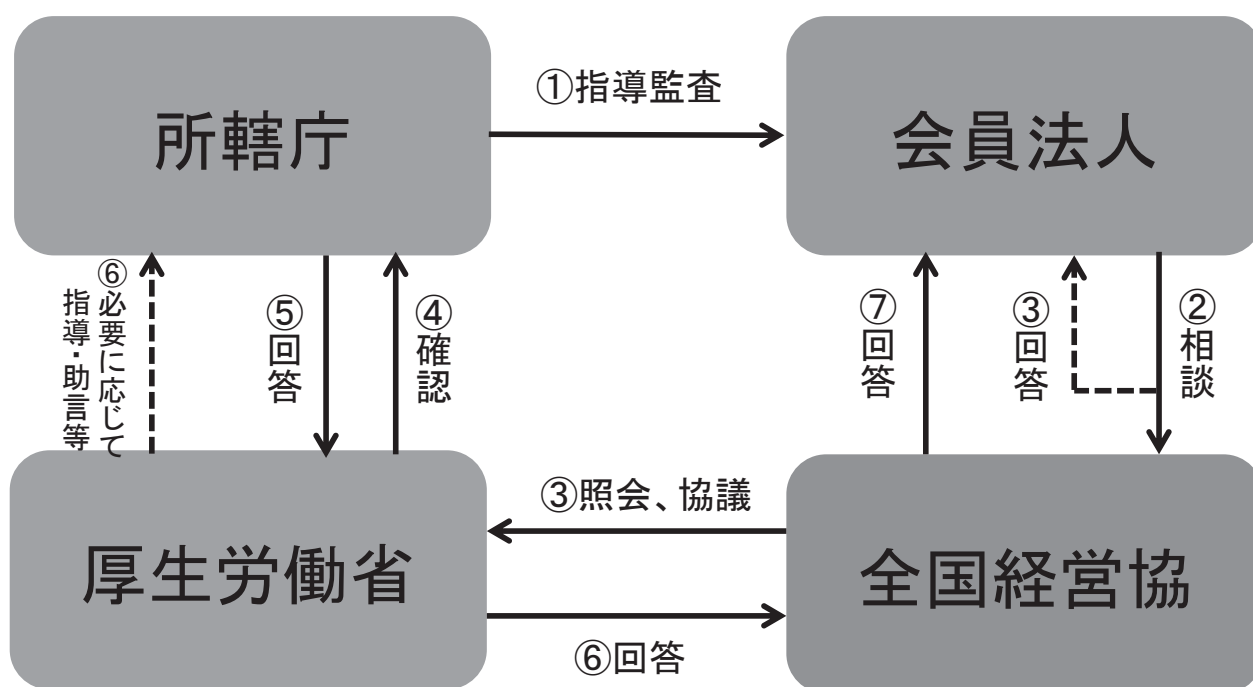
|      |                                                |
|------|------------------------------------------------|
| 監査事項 | 「地域における公益的な取組」を実施しているか。                        |
| 指摘基準 | 地域公益取組を実施できない理由を明らかにするか、地域公益取組の実施を検討するよう助言を行う。 |
| 確認書類 | 地域公益取組の内容が確認できる書類（事業報告、現況報告書等）                 |

### 各法人での対応

- 現況報告書の「地域における公益的な取組」の記載欄に各法人の取組内容を意識的に記入する。

## 6. 指導監査の定期的な見直しに向けて①

### 指導監査に関する苦情等相談体制



## 6. 指導監査の定期的な見直しに向けて②

- 会員法人の皆様から寄せられた所轄庁によるローカルルールの実情。



### 厚生労働省へ提案

- 今回の指導監査実施要綱及び監査ガイドラインの制定によって、所轄庁が独自基準を設定して指導を行ったり、ガイドラインの基準を超えるような指導が行われていないかどうか検証を行うべき。
- 指導監査の実施状況等を踏まえ、ローカルルールの是正の趣旨に適った内容になっているか、定期的にガイドラインの検証、見直しを行うべき。

## 参考資料

### 「みんなの生きるを 社会福祉法人」

## 参考資料

### 「みんなの生きるを 社会福祉法人」

[illegible]

# みんなの「生きる」を

社会福祉法人



1

**社会福祉法人は  
全国各地で  
活動しています。**

社会福祉法人は、全国に約2万法人あります。  
高齢者、子ども、障害者などの生活を支える福祉  
サービスを提供しています。働いている職員は約  
87万人、利用者は約296万人にのびります。

約 **20,000** 法人



## 「困った…」から 福祉サービスを、 次々と。

地域に暮らす人々が日常生活で感じている不安や悩みを見逃さず、大切に受け止め、そこから新たな福祉サービスをつくり出しています。社会福祉法人ならではの役割の一つです。

高齢になった親の  
日常生活が心配

閉じこもりがち  
意欲低下

その課題、  
私たちが解決  
しましょう！



給食サービス



買い物支援



空き家を交流拠点に

2

## 「自分らしく生活したい」 を応援する。

生活困窮者やDV被害者、ひきこもり、精神疾患などで周囲のペースに合わせられない人など、さまざまな問題を抱えている人がいます。社会福祉法人は地域のネットワークを活かして、その人に合った方法でサポートしています。



DVなどで悩む方を守り  
住まいを提供



生活困窮者自立支援



3

## 子どもの未来は、 日本の未来。

仕事をしながら子どもを産み、育てることができるよう、保育所を経営するほか、子育ての不安や悩みを相談できる場をつくり、情報提供なども行っています。

さらに、「子どもの貧困」対策として学習支援や食事支援、居場所づくりを行い、子どもたちの孤立を防いでいます。



子どもの居場所づくり  
(食事提供と学習支援)



子育て支援事業



子育てを支える  
保育所の経営

4

5

誰かのために  
働きたい！  
支えられる  
だけじゃ嫌。



## 働く喜びを、すべての人に。

さまざまな理由で働くことができない人がいます。  
でも、周りの理解やワークシェアなどの工夫で、  
その人らしく働くことができます。



さまざまな働き方を支援

## 糸をつむぐように、 人と人をつなぐ。

社会福祉法人がもつ関係機関とのネットワークを活かし、地域の人々とともに、互いに支え合うことができるまちづくりを進めています。



## 災害時には 全国から 駆けつける！

災害などが発生したら福祉避難所を開設するなど、ただちに地域を支える体制を整えます。全国に広がる社会福祉法人のネットワークを活かして、支援物資の搬送や、福祉の専門職派遣なども相互に行います。

全国に広がる  
社会福祉法人の  
ネットワークを  
活かして



被災地で活動する支援スタッフ



福祉避難所として、地域で  
特別に支援を必要とする人々を  
守ります

## 公益性の高い、非営利法人。

非営利で公益的な活動をしているため、法人所得税などは原則、非課税です。その信頼に応えるため、収益のすべてを福祉サービスに還元するなど、いくつかの約束事があります。

行政の監査を  
定期的に  
受けています

収益はすべて  
福祉サービス  
に還元

急な撤退で  
利用者を困ら  
せることは  
ありません



責任ある  
経営を

8

## 制度がなかったからこそ。

社会福祉法人の源流は、戦争で親を亡くした孤児など衣食住に困っている人々、特に妊婦や病児などに対し、篤志家たちが経済援助や教育活動を行ったのが始まりです。その志を受け継ぎ、いまでも行政の手が届きにくい部分に目を向け、地域のニーズに即して活動しています。

制度がない  
ところでの  
ニーズ発掘と  
実践は、  
今もなお、  
社会福祉法人の  
強みです。



9

私たちが  
受け継ぐ！

日本の福祉の  
充実・発展は



## 時代とともに、 地域とともに、 ずっと続ける。

近代経済の父として知られる渋沢栄一氏。  
社会福祉の発展にも大いに貢献しました。国も自  
治体も福祉に手が回らなかった時代に、慈善活動  
に取り組む篤志家たちを組織しました。

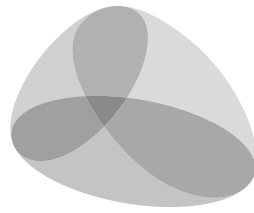
日本の  
慈善救済は、  
遅れている！  
国民の  
自営自活の精神を、  
阻害することなく、  
慈善救済活動を  
進めよう！



1908(明治41)年10月、全  
国的な連絡組織として設立  
された「中央慈善協会」の  
発会式で渋沢栄一は初代  
会長として挨拶しました。

写真: 渋沢栄一  
(1909年撮影/渋沢史料館所蔵)

10



## みんなの「生きる」を 社会福祉法人

### <わたしたちの使命>

私たちは、慈善の精神を源流とし、人間の尊厳を守り、  
多様性を受け容れる社会の実現をめざして活動しています。  
地域のさまざまなニーズに応えて、  
質の高いサービスの提供と責任ある経営に努めることにより、  
福祉の充実、発展に貢献していきます。

全国社会福祉法人経営者協議会



※禁無断複写転用

---

平成 29 年度  
都道府県経営協セミナー（前期）

平成 29 年 7 月 3 日

---

社会福祉法人全国社会福祉協議会  
全国社会福祉法人経営者協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル  
TEL 03-3581-7819 FAX 03-3581-7928  
社会福祉法人全国社会福祉協議会 法人振興部内

---

